

# 長野県福祉サービス第三者評価基準(放課後児童クラブ版)の策定について

地域福祉課福祉監査担当

## 1 基準策定の経過

令和3年3月29日付け厚生労働省通知「放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて」が発出され、放課後児童クラブ版の共通・内容評価基準が策定されたことに伴い、長野県としても放課後児童クラブを評価対象とし、評価基準の策定を行う。

## 2 評価基準の体系と構成

### (1) 評価基準の体系

共通評価基準 (44項目)	内容評価基準 (18項目)
I 福祉サービスの基本方針と組織	A-1 育成支援
II 組織の運営管理	A-2 保護者・学校との連携
III 適切な福祉サービスの実施	A-3 子どもの権利擁護

### (2) 評価基準の構成

各評価基準(項目)は、「評価対象」「評価分類」「評価項目」「評価細目」「判断基準」「評価の着眼点」「判断基準の考え方と評価の留意点」で構成

## 3 長野県版基準(案)

### (1) 共通評価基準

国の評価基準を変更することなく採用する。

### (2) 内容評価基準

国の評価基準に加え長野県の地域性等を考慮し以下の点について追加する。

評価細目	評価の着眼点	判断基準の考え方と評価の留意点
A⑥ A-1-(3)-③	<input type="checkbox"/> 地域の大人の協力を得て、子どもの遊びや生活が豊かになる取組みをしている。	○地域の高齢者や専門家の知識、技術を子どもが直接的に知る、体験することは、子どもの遊びや生活を豊かにすることに役立ちます。地域のおとなを招いた勉強会、体験学習が実施されていることも大切です。
A⑫ A-1-(5)-①	<input type="checkbox"/> 地域の伝統、文化が感じられるおやつを提供している。	○おやつを通じて子どもに地域の文化や伝統などを伝えることもできます。毎回ではなくとも、イベントの際や季節に応じて地域に特徴のあるおやつの内容とする工夫が望まれます。
A⑯ A-2-(1)-①	<input type="checkbox"/> 家庭環境や保護者の就業状況の理解に努め、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。	○放課後児童クラブは、常に保護者と密接な連携をとり、 <u>家族の構成や状況、保護者の働き方を理解するとともに、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援することが必要です。</u>

<関係資料>

- 資料４－１ 福祉サービス第三者評価事業の対象福祉サービス（案）
- 資料４－２ 長野県福祉サービス第三者評価の考え方と評価のポイント、評価の着眼点  
【放課後児童クラブ】共通評価項目（案）
- 資料４－３ 長野県福祉サービス第三者評価の考え方と評価のポイント、評価の着眼点  
【放課後児童クラブ】内容評価項目（案）
- 資料４－４ 長野県社会福祉審議会 福祉サービス第三者評価推進専門分科会運営要領（案）